

金ケ崎町移動式赤ちゃんの駅の貸出規程

(目的)

第1 この規程は、移動式赤ちゃんの駅の貸出等について必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2 移動式赤ちゃんの駅として貸し出しできる物品は別表のとおりとする。

(貸出申込)

第3 移動式赤ちゃんの駅の貸出を受けようとする者は、移動式赤ちゃんの駅貸出申込書(様式第1号)に必要な書類を添付し、金ケ崎町子育て支援課長(以下「課長」という。)に提出するものとする。

2 申込者は、貸出を受けようとする日の7日前までに申込書を提出し、課長の承認を受けなければならない。移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、最長7日とする。ただし、課長が特別に認める場合はこの限りではない。

(貸出承認の範囲)

第4 移動式赤ちゃんの駅の貸出申込があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出を承認するものとする。

(1) イベント等の開催場所が町外であるとき。

(2) 特定の個人、団体、政治、思想又は宗教の活動を目的とする団体及びイベント等である恐れのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反する団体及びイベント等である恐れのあるとき。

(4) その他、課長が不適切と認めたとき。

(貸出の承認等)

第5 課長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査し、移動式赤ちゃんの駅貸出承認書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 複数の申し込みがあった場合は、原則として先着順とする。

(貸出)

第6 貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、金ケ崎町子育て支援課(以下「子育て支援課」という。)において直接借り受けるものとする。

2 貸出料は無料とする。

(返却)

第7 使用者は、返却日までに子育て支援課に直接持参し、課員による点検を受けてから返却するものとする。

(使用上の遵守事項)

第8 移動式赤ちゃんの駅の使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 予め定められた返却日までに返却すること。
- (2) 申込書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (3) 使用説明書等に従い適正に管理及び使用すること。
- (4) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 返却時に破損、汚損、紛失等がないか十分確認すること。

(原状回復)

第9 移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復するものとする。

2 破損、汚損による補修等が困難な場合、移動式赤ちゃんの駅の全部又は一部を紛失した場合は、課長は使用者に対し実費弁償させることができるものとする。

(町の責任)

第10 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この規定は、令和元年7月5日から施行する。

別表【貸し出し物品一覧】

物品名		数量
テント本体 1式	テントフレーム (1.8m×1.8m、バッグ入り)	1台
	天幕 (バッグ入り)	1枚
	横幕 (バッグ入り)	4枚
	支線用ロープ	4本
	自在ハンドル	4個
	ペグ	4本
	取扱説明書	1部
おむつ交換用ベッド	折り畳み式	1台
かねがさき赤ちゃん の駅のぼり 1式	のぼり	1枚
	のぼり用ポール	1本
	ポール用支え (水を入れて使用できる)	1台
ウェイト	風対策・屋外設置時用のテントの重り (20 kg)	4個